第２回赤川水系河川整備学識者懇談会
議事概要

■質疑応答■

（４）政策目標の考え方及び計画段階評価検討時のポイントについて

●治水対策案における河川整備の方策で、決壊しない堤防と決壊しづらい堤防の、明確な区分というのは難しいと思うが、事務局ではどのような考えか。また、河道ではかなりハリエンジュの繁茂が問題となっているが、礫河床の冠水頻度とハリエンジュの関係はモニタリングされているのか。

◆１点目は「今後の治水対策のあり方　中間とりまとめ」で掲載されている資料で、その中で９番決壊しない堤防、10番についても説明が付されている。９番の決壊しない堤防については、仮に現行の計画高水以上でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができます。具体的な技術が現段階で確立されたものではなく、決壊しづらい堤防についても計画高水以上の水位の流水に対しても急激に決壊しないような粘り強い構造の堤防のことで、こちらも技術が確立されればという前提で方策として挙げられています。

◆礫河床の15km、16kmから上流で冠水頻度がだんだん無くなり河道が二極化し、高水敷部分にハリエンジュが侵入しているという状態があります。そういう箇所についてはハリエンジュの伐採と併せて、高水敷部分の切り下げ等を行いながら、ハリエンジュの侵入をモニタリングしています。今後の整備計画にハリエンジュの対策をどのように具体的に位置付けるかは、今までの状況を説明しながら提示します。

●荒沢と八久和と月山があって、上流から出てきた大きいものがそこで止まり本川の方に来る礫は流域の少ないところから来る。河川環境や生き物から見た礫の径はどのようなものがよいのか。一方、例えばアユの産卵床を考えると、下流側の第４堰堤と、その上の黒森床止を撤去するとなると、現在の産卵床辺りの場所がどのようになるのか、そのあたりが問題であるという気がしている。その辺りについて補足してほしい。

●先ほどの資料の中にスナヤツメが赤川で結構見つかってかなり細かい砂で、有機物も大量に含まれるような環境が逆に出てきているというか、そういう感じもする。

●ダムに停滞して、土砂の流出がないだとか、そういうことが問題になりますから、当然、20年、30年の治水対策については、細かな点を含めて、大きな点についても検討していくのではという気はしている。魚と砂礫の問題や河川の劣化についても、今後注意していく必要がある。

●治水対策の考え方で、引堤の検討のポイントについての確認です。前提として河道内の河川環境を保全するために河道掘削をしない場合に引堤する。あくまでも、河川の河道掘削

ができれば、必要ないということでよろしいか。それとも、治水対策として、引堤は１つの手法として検討する必要があるということか。60m引堤をした場合には、非常に大きな集落の半分以上がこの事業に掛かるため影響が大きいと受け止めている。

◆あくまでも例示だということを理解してほしい。堤防を整備して、集落が形成され、市街地が形成されている状況の中で、引堤をする場合にはかなり大きな影響があるということで付けた資料になります。

河床材料の関係の補足ですが、土砂に関してはモニタリングしなければいけないと思っています。赤川の河床は、河床材料としては13～14kmぐらいの内川の合流点ぐらいまでは１㎜以下の砂でスナヤツメとか、下流で生息している環境、その上が40～50㎜、４～５㎝ぐらいの小礫ぐらいの河床材料となっています。この調査は平成14年当時の調査、月山ダムができた当初の調査で、ダムができた後、どのように変わるかはモニタリングしながら、整理をしたいと思います。

●この整備計画は、老朽化したものを新たにするというものは含まれるのか。

◆整備計画では、維持管理計画があり、河道や施設をモニタリングし劣化については補修や改善、改良することを書き込む形になっています。ダムのように大規模なものはいろんな検討があるので、その段階で改めて対応していく形になります。

●土砂管理はあるが、海岸の高潮とか逆流とかの被害は考えなくても良いのか。

◆日本海側の方で高潮の被害、特に赤川については、これまで高潮で大きな被害はありませんが、今後の起きてくるような事象の中で全くないとは言えないので、河川の水位と併せて、河口の方の潮位も引き続きモニタリングをしながら、確認をしていきます。

●整備計画は、どちらかと言えばハード的な視点で構成されているが、洪水ハザードマップや自主防災などソフト面も必要ではないか。国交省のハザードマップへの取り組みはどうか。

◆河川整備計画では洪水対応や渇水対応、水質事故対応等の治水、利水及び環境に関するソフト対策等についても記載をすることになっています。他の河川整備計画の例でも、洪水ハザードマップ作成に対する支援に対して国交省として果たす役割を整備計画の中に書き、住民や委員会の意見をいただいて、整備計画の中に反映させる形にしています。

●ハザードマップにおける国交省の立場は主体的に指導する立場なのかどうか。

◆水防法でハザードマップを作ることになっており、その前段として国交省側から氾濫想定区域図を出し、各市町村でハザードマップを作る形になっています。国の役割、市町村の役割があります作成後は情報訓練とか市町村含めた訓練をやり、周知やお互いの認識を図っています。地域の安全安心は市町村や国が共同で、お互い相互理解のもとで実施すると考えています。

（５）県管理区間の治水の現状と課題及び整備目標について

●湯尻川については集落内も流れており、多自然川づくりの考えはないか。

◆河川自体が田園地帯を流れる河床勾配の非常に緩やかな河川で、できる限り構造物等を作らないよう河川掘削や築堤を行っていきたいと考えています。その箇所に貴重な生物等がいる場合は保全対策を考えています。

●ゲリラ豪雨は本川レベルではある程度吸収され県管理の小さい川に影響が出てきそうな気がするが、県の取り組みはどうか。

◆いまご説明した２河川はさほどではないと思うが、もう少し大都市部、都市河川においては道路の排水とかそういうものが全部集まるので、その辺の対策は県管理河川としても十分に対応していきたいと考えています。

（６）その他

●治水対策案検討のポイントについて、この表の中にある適用の可能性ありが中心になるという理解で良いのか。

◆今まで整備計画の素案を作る段階でこういう内部的な検討の説明を省略していました。今回は可能性としてあるものは提示して意見をいただき、かなり無理な案についても、やはり無理な案なのかどうか皆さんの意見をもらって進めたいと考えています。